

佐倉市、酒々井町清掃組合告示第5号

平成21年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年10月16日

佐倉市、酒々井町清掃組合管理者 藤 和 雄

1. 期 日 平成21年10月23日（金）午後2時開会
2. 場 所 佐倉市、酒々井町清掃組合 酒々井リサイクル文化センター
管理棟2階大会議室
3. 付議事件
 - (1) 平成20年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算認定について
 - (2) 平成21年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算（第1号）について

○平成21年10月23日

○現在議員5名で次のとおり

1番	佐藤	修二	君
2番	引地	修一	君
3番	兒玉	正直	君
4番	臼井	尚夫	君
5番	中村	孝治	君

平成21年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会

○議事日程

平成21年10月23日（金曜日）午後2時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の上程

議案第1号及び議案第2号、提案理由の説明、質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

1. 開 会

2. 諸般の報告

3. 会議録署名議員の指名

4. 会期の決定

5. 議案の上程

議案第1号及び議案第2号

6. 提案理由の説明

議案第1号及び議案第2号

7. 会議時間の延長

8. 議案第1号及び議案第2号、質疑、討論、採決

9. 閉 会

○出席議員（5名）

議長	中	村	孝	治	君
副議長	佐	藤	修	二	君
2番	引	地	修	一	君
3番	兒	玉	正	直	君
4番	白	井	尚	夫	君

○欠席議員（なし）

○執行部

管理者	藏	和	雄
副管理者	小	坂	泰久

○説明のため出席した者の職氏名

事務局長	南波	佐間	信	彦
主幹	富	永	文	敏
総務課長	門	山	孝	雄
施設管理課長	齋	藤	雅	文
会計管理者	小	川	長	佑

○構成市町出席職員

佐倉市経済環境部部長	小	柳	啓	一
酒々井町民生担当参事	矢	部	雄	幸
酒々井町生活環境課課長	福	田	和	弘
佐倉市経済環境部廃棄物対策課主査	池	澤	幸	一

○議会事務局出席職員氏名

総務課 庶務係長	坂上雅敏
-------------	------

○連絡員

施設管理課 課長補佐・ (計画係長・ 施設係長)	中村宏之
-----------------------------------	------

総務課 課長補佐 (人事係長)	秋葉和夫
-----------------------	------

総務課 主任技師	櫻井江里佳
-------------	-------

◎開会及び開議の宣告

(午後 2時00分)

○議長（中村孝治君） これより平成21年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は5人で、議員定数の半数以上に達しております。

よって、平成21年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（中村孝治君） 日程に先立ち、諸般の報告を行います。監査委員より例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、行政報告について、事務局長、南波佐間信彦君より発言を求められておりますので、これを許します。

事務局長

○事務局長（南波佐間信彦君） 事務局長の南波佐間信彦でございます。お許しをいただきまして、行政報告を申し上げます。

四街道市の清掃組合への加入協議につきまして、協議経過のご報告を申し上げます。これにつきましては、平成21年7月に開催いたしました清掃組合議会臨時会におきまして、佐倉市、酒々井町清掃組合では、四街道市からの加入協議の依頼を受けて、平成20年11月11日に、「佐倉市、酒々井町清掃組合四街道市加入問題検討委員会」を設置し、佐倉市及び酒々井町とともに、四街道市との加入協議に向けた事前検討を行い、その検討結果を、平成21年6月26日付文書にて、清掃組合管理者へ答申いたしました旨を、既にご報告いたしてございます。

その後の経過でございますが、7月23日には、地元地区で結成されております地元協議会に対しまして、四街道市と具体的な協議に入る旨の説明を行い、地元協議会からは、協議を進めることについて、ご了解をいただいております。また、四街道市に対しましては、7月31日付文書にて、四街道市からの加入の協議依頼に対する回答といたしまし

て、協議依頼に応じる旨を回答いたしました。その後、8月18日には、四街道市を含む2市1町の首長による加入協議を開始し、現在は、2市1町及び清掃組合の担当者による事務レベルでの協議を進めているところでございます。

以上、ご報告を申し上げます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中村孝治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第49条の規定により、兒玉正直君、白井尚夫君の兩名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（中村孝治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、会議規則第4条の規定により本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案の上程

○議長（中村孝治君） 日程第3、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号及び議案第2号を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号を一括議題といたします。

◎議案第1号、議案第2号の提案理由の説明、質疑、討論、採決

○議長（中村孝治君） 提案理由の説明を求めます。

管理者、蕨和雄君

○管理者（蕨 和雄君） 管理者であります佐倉市長の蕨和雄でございます。では、着

席させていただきます。

本日、佐倉市、酒々井町清掃組合議会10月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には全員ご出席を賜り、深く感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、ただいまから本日提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、平成20年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

地方自治法第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、議会の認定を求めようとするものであります。

平成20年度のごみ搬入量は5万6,351.35トンであり、その内訳は、佐倉市4万9,421.68トン、酒々井町6,664.10トン、その他265.57トンであります。その割合は、佐倉市87.70%、酒々井町11.83%、その他0.47%となります。

歳入総額17億1,463万2,984円に対し、歳出総額は16億9,354万159円で、歳入歳出差引額2,109万2,825円は全額翌年度に繰り越しをいたしました。

前年度と比較いたしますと、歳入につきましては1.5%の減、歳出につきましては、0.8%の減となっております。

歳入につきまして主なものは、佐倉市及び酒々井町からの分担金及び負担金9億38万3,000円で、佐倉市負担金は7億9,933万円で、負担金割合は88.8%、酒々井町負担金は1億105万3,000円で、負担金割合は11.2%であります。その他使用料及び手数料4億865万3,000円、財産収入214万5,478円、繰入金2億8,000万円、繰越金3,391万5,442円、諸収入8,953万6,064円であります。

歳出につきましては、議会費として34万2,733円、総務費として1億9,376万8,888円、これは職員の給与、共済費等の人件費が主なるものであります。衛生費として、9億2,936万4,798円につきましては、ごみの処理処分に必要な経費が主なるものであります。公債費として4億5,355万2,740円、諸支出金として1億1,651万1,000円であります。

議案第2号は、平成21年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算（第1号）であります。今回の補正額は1,609万2,000円の追加補正でありまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億9,281万1,000円にいたそうとするものであります。

歳入につきましては、平成20年度の執行残を、平成21年度へ繰り越すため増額いたそうとするものでございます。

歳出については、財政調整基金への積立金の増額が主なものでございますが、このほか、事務所内で使用いたしますパソコン周辺機器の購入に関する経費を計上いたしております。

債務負担行為については、平成22年度当初から実施する業務で、平成21年度中に入札契約を行う必要のあるもののうち、早期に入札を執行いたしたい2事業について、追加いたそうとするものであります。

以上、本日提案をいたしました議案についてご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議の上、原案どおり可決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（中村孝治君） 事務局長より提案理由の補足説明を求めます。

事務局長、南波佐間信彦君

○事務局長（南波佐間信彦君） 事務局長の南波佐間信彦でございます。それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

議案第1号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。

議案第1号 平成20年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成21年10月23日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合 管理者 蕨和雄。

次ページ以降に、監査委員の意見書を添付してございます。

続きまして、決算書の内容について説明をさせていただきます。

平成20年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算書の1ページ目をお願いいたします。歳入でございます。

1 款分担金及び負担金につきましては、組織市町負担金でございます。予算現額、調定額、収入済額同額の9億38万3,000円でございます。

2 款使用料及び手数料につきましては、手数料として、予算現額4億1,022万8,000円に対しまして、調定額、収入済額同額の4億865万3,000円でございます。

3 款財産収入につきましては、予算現額214万5,000円に対しまして、調定額、収入済額同額の214万5,478円でございます。

4 款繰入金につきましては、予算現額、調定額、収入済額同額の2億8,000万円でございます。

5 款繰越金につきましては、予算現額3,391万5,000円に対しまして、調定額、収入済額同額の3,391万5,442円でございます。

6 款諸収入は、1 項預金利子と2 項雑入を合わせまして、予算現額8,560万2,000円に対しまして、調定額、収入済額同額の8,953万6,064円でございます。

歳入合計は、予算現額17億1,227万3,000円に対しまして、調定額、収入済額同額の17億1,463万2,984円でございます。

一番右の欄の予算現額と収入済額との比較の額は235万9,984円でございます。

2 ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款議会費につきましては、予算現額43万5,000円に対しまして、支出済額が34万2,733円でございます。

2 款総務費につきましては、1 項総務管理費と2 項監査委員費でございまして、予算現額1 億9,515万5,000円に対しまして、支出済額が1 億9,376万8,888円でございます。

3 款衛生費につきましては、予算現額9 億4,361万8,000円に対しまして、支出済額が9 億2,936万4,798円で、不用額が1,425万3,202円でございます。不用額の主な内容は、需用費の光熱水費、修繕料、医薬材料費、委託料の焼却灰再生化処理業務委託等でございます。

4 款公債費につきましては、予算現額4 億5,355万4,000円に対しまして、支出済額が4 億5,355万2,740円でございます。

5 款諸支出金につきましては、基金費で予算現額、支出済額同額の1 億1,651万1,000円でございます。

歳出合計は、予算現額17億1,227万3,000円に対しまして、支出済額が16億9,354万159円で、不用額及び予算現額と支出済額との比較の額は、同額の1,873万2,841円でございます。

歳入歳出差引額2,109万2,825円につきましては、翌年度へ繰り越しとなります。

続きまして、佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書の説明をさせていただきます。5 ページをお願いいたします。

歳入でございます。1 款分担金及び負担金につきましては、組織市町負担金9 億38万3,000円でございます。

備考欄をごらんください。佐倉市負担金は7 億9,933万円で、負担割合88.8%、酒々井町負担金は1 億105万3,000円で、負担割合11.2%でございます。

次に、2款使用料及び手数料でございます。これは清掃手数料4億865万3,000円で、清掃組合に直接搬入されます事業系ごみ及び家庭ごみのごみ処理手数料でございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。3款財産収入は、財政調整基金積立額4億9,518万5,000円の預金利子で、214万5,478円となっております。

4款繰入金は、財政調整基金からの繰入金でございます。公債費増加分及び構成市町財源補てん分を財政調整基金から2億8,000万円繰り入れて財源としたものでございます。

次に、5款繰越金は、平成19年度からの繰越金でございます。前年度歳入歳出差引残金の3,391万5,442円を繰り越したものでございます。

次に、6款諸収入の預金利子でございます。3万8,087円につきましては、歳計金預金利子及び歳計外現金の預金利子でございます。

8ページをお願いします。雑入でございます。収入済額は8,949万7,977円でございます。備考欄をごらんください。内訳でございます。有価物売払収入が7,767万3,907円でございます。内容は、破碎鉄、非破碎鉄、アルミ、ガラス、缶の売払収入でございます。

次に、リサイクル品販売収入149万2,700円は、自転車や家具等の販売収入でございます。蒸気使用料238万8,193円につきましては、当施設に隣接する園芸施設に供給しておりますボイラー蒸気の使用料でございます。売却電力料金787万8,877円は、発電した電力の余剰分を東京電力に売却したものでございます。

歳入合計は17億1,463万2,984円でございます。

11ページをお願いいたします。歳出でございます。1款議会費でございます。34万2,733円につきましては、議員報酬や議事録作成業務委託等に要した経費でございます。

15ページをお願いいたします。2款総務費でございます。総務費の一般管理費につきましては1億9,369万3,884円となっております。これは特別職2名及び一般職職員19名の計21名分の人件費及びその他の一般管理費でございます。人件費の主なものは給料の8,212万9,416円、職員手当等の7,541万2,617円及び共済費の2,279万4,887円でございます。

その他につきましては、次のページの備考欄をごらんください。主なものをご説明いたします。需用費の消耗品費201万2,695円は、事務用品、複写用品、法令追録代、庁内清掃用品、新聞、雑誌等に要した経費でございます。役務費の手数料29万3,500円は、一般職職員19名及び最終処分場補佐員1名の計20名の健康診断に要した経費でございま

す。保険料58万9,071円は、連絡車2台に係る保険料及び組合施設の建物共済費でございます。委託料の警備業務委託料108万9,900円は、施設の機械警備及び巡回警備に要した経費でございます。消防設備保守点検業務委託料220万5,000円は、火災報知機や消火器などの消防設備の保守点検に要した経費でございます。清掃組合例規集データベース更新業務委託料95万7,600円につきましては、例規集追録作成費及び例規集をホームページ等に掲載するためのデータベースの更新に要した経費でございます。

17ページ、使用料及び賃借料の、賃借料223万6,595円は、主にコピー、パソコン、インターネットサーバー等、オフィス機器の賃借料でございます。備品購入費の庁用器具費6万3,000円につきましては、ファクシミリの導入に要した費用でございます。

18ページをお願いいたします。監査委員費でございます。7万5,004円につきましては、監査委員2名の報酬及び費用弁償でございます。

21ページをお願いいたします。3款衛生費でございます。備考欄をごらんください。じん芥処理費9億2,720万5,496円でございます。これはごみの破碎処理、焼却処理及び埋め立て処分要した経費でございます。主なものをご説明いたします。需用費の光熱水費5,048万9,247円は、電気及び上下水道の使用料でございます。修繕料4,412万4,476円は、ごみ焼却炉のA及びB系砂循環エレベーター内部部品交換、焼却炉のC系ボイラー下コンベヤの更新、及び焼却灰の輸送配管の更新等、施設の大規模修繕に要した経費でございます。医薬材料費3,302万1,660円は、ダイオキシン類や塩化水素等を除去するための活性炭入り消石灰、その他、最終処分場の浸出液処理施設の各種薬品購入に要した経費でございます。自動車需用費292万9,659円は、ダンプ・重機等の整備及び燃料購入の経費でございます。次に、委託料7億8,920万934円でございます。内訳でございますが、各種分析調査業務委託料1,934万7,510円は、ごみ処理施設の運営に伴う各種分析調査の経費でございます。

ごみ焼却処理施設等管理業務委託料2億8,622万5,836円は、焼却施設及び粗大ごみ処理施設の運転管理、日常点検及び小修繕等を委託した経費でございます。浸出液処理施設管理業務委託料1,524万6,000円につきましては、最終処分場からの浸出液を処理する施設の運転管理、日常点検及び小修繕を委託したものでございます。

22ページをお願いいたします。有価物再生資源化処理業務委託料3,526万8,889円は、搬入ごみの中から、鉄、アルミ、ガラス、缶等を再資源化処理する業務を委託したものでございます。ごみ焼却処理施設等保守整備業務委託料2億5,147万5,000円は、焼却処

理施設、粗大ごみ処理施設の法定検査等の事前点検整備、その他、定期修繕を行った経費でございます。焼却灰再生化（エコセメント化）処理業務委託料 1 億5,366万7,737円につきましては、焼却処理により発生した飛灰などを、エコセメントとして再資源化処理する業務を委託した経費でございます。なお、焼却灰収集運搬業務委託料1,575万7,145円は、焼却灰の再資源化処理施設のある市原市まで運搬する経費でございます。

23ページをお願いします。2目センター運営費215万9,302円につきましては、リサイクルセンターの運営に要した経費でございます。リサイクルセンターでは、構成市町から無償譲渡された放置自転車及び粗大ごみとして搬入された家具等をリサイクル品として再生しており、委託料197万8,426円は、佐倉市シルバー人材センター及び酒々井町シルバー人材センターに、自転車等の再生を業務委託した経費でございます。

27ページをお願いいたします。4款公債費でございます。公債費 4 億5,355万2,740円につきましては、国からの借入金の償還元金及び利子でございます。元金の償還は 4 億1,541万2,633円でございます。利子につきましては3,814万107円でございます。

31ページをお願いします。5款諸支出金は、1 億1,651万1,000円を財政調整基金へ積み立てていたものでございます。

35ページをお願いします。下段をごらんください。歳出合計は16億9,354万159円でございます。

39ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額17億1,463万2,984円に対しまして、歳出総額は16億9,354万159円でございます。

歳入歳出差引額は2,109万2,825円でございます。

43ページをお願いします。財産に関する調書でございます。1、公有財産、(1)、土地及び建物。土地につきましては、酒々井リサイクル文化センターの12万515平方メートル、佐倉清掃工場跡地の1万2,111平方メートル、合計で13万2,626平方メートルでございます。建物の延べ面積につきましては、酒々井リサイクル文化センターの1万6,804.03平方メートルと、佐倉清掃工場跡地に残っております事務所棟、管理人棟351.66平方メートルの合計で1万7,155.69平方メートルでございます。

2、物品につきましては、貨物車、特殊車、乗用車を合わせまして、13台を保有してございます。

3、基金につきましては、財政調整基金の前年度末現在高が4億9,518万5,000円でございます。

平成20年度の増減高としまして、1億6,348万9,000円が減額となり、決算年度末現在高は3億3,169万6,000円でございます。

以上、平成20年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算書につきまして説明をさせていただきました。

次に、主要施策の成果の説明をさせていただきます。2ページをお願いいたします。平成20年度決算総括でございます。歳入決算額及び歳出決算額の対前年度増減率は、歳入が1.5%の減、歳出は0.8%の減でございます。

3ページをお願いいたします。一般会計款別決算額でございます。上段の歳入の表をごらんください。平成20年度と19年度の決算額の比較でございます。使用料及び手数料については、平成20年度のごみ処理手数料の改正に伴い、33.7%の増となっております。また、繰入金については、平成19年度の4億円から、20年度は2億8,000万円と、30%の減となっております、総額で2,609万1,339円の減額となっております。

続きまして、歳出のご説明をさせていただきます。公債費につきましては、平成17年度から操業を開始したD系焼却炉の建設に伴う償還が本格化したことから、平成20年度は、償還額がピークを迎えております。その他、議会費、総務費、衛生費につきましては、委託契約の見直し、その他、経費削減に努めた結果、前年度と比べて減額となっております、合計では1,326万8,722円の減額となっております。

4ページをお願いいたします。地方債現在高調書でございます。目的別の表でございますが、平成20年度末の現在高につきましては、24億523万3,824円でございます。下段をごらんください。借入先別の表でございます。借り入れ先は、財務省資金運用部のみでございます、本年度末現在高は、24億523万3,824円でございます。

5ページをお願いします。(二)、主要な施策の成果でございます。議会費でございます。議会は、定例会を年2回開催いたしました。

6ページをお願いします。総務費の一般管理費は、特別職2名、一般職職員19名の計21名の人件費が主なものでございます。また、OA機器の賃貸借やファクシミリの購入を行っております。

7ページをお願いします。監査委員費でございます。毎月の例月出納検査、決算審査及び定期監査を実施いたしております。

8ページをお願いいたします。衛生費、じん芥処理費でございます。佐倉市及び酒々井町から排出される一般廃棄物を適正に処理するため、施設の維持管理を適正に行い、

資源の再利用を図り、地域環境の保全に努めました。

施策の成果、中段の2、施設管理業務の委託料7億8,920万934円につきましては、衛生費全体の85.1%を占めており、焼却処理施設、粗大ごみ処理施設等の運転管理業務と施設の保守管理業務が主なものでございます。下から2番目の有価物再生資源化処理業務委託料は、3,526万8,889円でございますが、有価物販売収入が7,767万3,907円となっております。平成20年度有価物売買実績表を資料の2としまして添付してございます。

10ページをお願いいたします。センター運営費でございます。粗大ごみの家具や放置自転車の中で、修理可能なものを再生販売することで、ごみ減量化やリサイクルの啓発を行っております。販売実績につきましては149万2,700円で、平成20年度リサイクルセンター販売集計表を資料の4として添付してございます。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。

議案第2号をお願いいたします。平成21年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算（第1号）でございます。

1ページをごらんください。読み上げさせていただきます。

平成21年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算（第1号）

平成21年度佐倉市、酒々井町清掃組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,609万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,281万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成21年10月23日提出、佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、藤和雄。

2ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。5款繰入金に1,609万2,000円を追加しようとするものでございます。

歳入合計、既定額14億7,671万9,000円に、補正額1,609万2,000円を追加いたしまして、歳入合計を14億9,281万1,000円にいたそうとするものでございます。

3 ページをごらんください。歳出でございます。2 款総務費に21万円、5 款諸支出金に1,588万2,000円を追加しようとするもので、歳出合計、既定額14億7,671万9,000円に補正額1,609万2,000円を追加いたしまして、歳出合計を14億9,281万1,000円にいたそうとするものでございます。

4 ページをごらんください。第2表、債務負担行為補正でございます。

これにつきましては、ごみ焼却処理施設等管理業務委託及び浸出液処理施設管理業務委託の2事業につきまして、平成22年4月から平成24年度末まで、3カ年の委託業務を実施するために、債務負担行為を設定するものでございます。

委託業務の内容につきましては、ごみ焼却処理施設や最終処分場の浸出液処理施設の運転や日常点検等を業務委託するもので、2事業ともに、現在、平成19年6月から21年度末までの3カ年契約により事業を実施しておりますが、今年度末に契約が終了することから、改めて、債務負担行為を設定し、業務委託を実施するものでございます。

委託に当たっては、制限付き一般競争入札を予定しており、入札事務に時間を要すること、また、委託業者が交代した場合には、準備期間が必要なことから、22年度当初からの委託事業でございますが、契約事務については、今年度中に実施するものでございます。

3カ年の債務負担限度額は、ごみ焼却処理施設等管理業務委託が8億8,100万5,000円、また、浸出液処理施設管理業務委託については、限度額を4,728万8,000円としております。

5 ページ以降は、平成21年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算事項別明細書でございます。細部につきましては、7 ページから説明させていただきます。

7 ページをごらんください。2、歳入でございます。

5 款繰越金、1 目繰越金でございます。1,609万2,000円の追加補正でございます。先ほど、前年度決算のところでご説明申し上げました歳入歳出差引残2,109万2,825円を歳入として予算化しようとするものでございます。

8 ページをごらんください。3、歳出でございます。2 款総務費、1 目一般管理費でございます。備品購入費について、21万円の追加補正をいたそうとするものでございます。購入備品は、職員がパソコンで作成しました、職員共有の事務データを記録保存し、共同利用しておりますハードディスク内臓の記録装置を更新いたそうとするものでございます。記録装置は、今年度に入り、既に3回故障し、その都度、データを保存しなが

ら部品交換を行っておりますが、当該機種の部品は、既に生産中止となっており、部品の確保が困難なため、補正対応により機器の更新を行うものでございます。

5款諸支出金、1目財政調整基金費でございますが、前年度からの繰越金から、先ほどの備品購入に要する経費を除いた金額の1,588万2,000円を増額補正し、今年度の財政調整基金への積立額を合計1,653万円といたそうとするものでございます。

9ページは、債務負担行為で平成22年度以降にわたるものについての平成20年度末までの支出額、または支出額の見込み額及び平成21年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。今日補正をお願いしております2事業について記載させていただいております。

以上で議案第2号の説明とさせていただきます。以上、雑駁な説明で恐縮でございますが、議案の補足説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎会議時間の延長

○議長（中村孝治君） この際、時間を延長いたします。

○議長（中村孝治君） これより議案第1号及び議案第2号について質疑を行います。議案ごとに行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、質疑については、一問一答にてお願いいたします。

兒玉議員

○3番（兒玉正直君） 座ったままでいきます。

○議長（中村孝治君） はい、結構でございます。

○3番（兒玉正直君） 決算のお金の話ではないのですが、いろいろこの中で分析を委託しております。その中で、その分析結果について、ちょっと気がついた何点かがありますので、それについてお聞きしたいと思います。まず、飛灰中のダイオキシンでありますけれども、この分析結果で、A系炉は、排出基準が3ナノグラムのところを4.5、B系炉は同じく排出基準が3ナノグラムのところを3.2と結果が出ております。基準値を超えている状況ですけれども、こういった基準を超えた場合、この飛灰の処理はどのようにされることになるのでしょうか、それをまずお聞きしたいと思います。

○議長（中村孝治君） 齋藤さん

○施設管理課長（齋藤雅文君） 施設管理課長の齋藤でございます。よろしくお願いし

ます。

ただいまの3ナノグラムとのご指摘なのですが、この3ナノグラムにつきましては、最終処分場の埋め立て基準ということで、この3ナノグラムを超える焼却灰につきましては、そのまま3ナノを超過している状態での最終処分場への埋め立て処分ができないという値でございます。当組合につきましては、飛灰につきましては、すべてエコセメント化処理に委託しておりますので、最終処分はしておりませんので、この3ナノグラムについては問題ないと考えております。

以上でございます。

○議長（中村孝治君） 児玉議員

○3番（児玉正直君） そのエコセメントする場合に、ダイオキシン濃度の値が変わることによっての処理料は変わってくるのでしょうか。

○施設管理課長（齋藤雅文君） 処理料金ということで。

○3番（児玉正直君） 料金。

○施設管理課長（齋藤雅文君） 同じでございます。

○議長（中村孝治君） 児玉議員

○3番（児玉正直君） では、その飛灰中のダイオキシンについては、ではそれで終わりにします。

次に、焼却残渣といいまして、飛灰もそうでありますけれども、もう一つ、炉からの下部に残りかすが出てまいりますけれども、その中に大型不燃物というものが出てまいります。その大型不燃物についてどういうものかということと、その比率が50%近くに分析結果が出ておりますけれども、こういう大型不燃物が出てくると、処理に関してはどのようになるのでしょうか。その辺ちょっと説明を求めたいと思います。

○議長（中村孝治君） 齋藤課長

○施設管理課長（齋藤雅文君） 焼却残渣でございますが、特に焼却炉は、流動床式の焼却炉ということで、通常のストーカー式の焼却炉等ですと、主灰という形で灰が排出されるわけなのですが、うちの流動床の場合、飛灰とこの炉下から出る残渣ということになります。この残渣のうち、大型の不燃物ということでございますが、こちらにつきましては、分類としまして、10ミリ角のふるいでこの不燃物を振るいまして、そのふるいの上に残ったもの、10ミリを超える大きさのものを大型不燃ごみということで呼んでおります。そこから落ちるものとなりますと、砂ですとか、もっと10ミリ以下に小さく

欠けた陶磁器類、瓶のかけら等ということになります。こちらにつきましては、19年度まで、やはり先ほどのエコセメントと同じように出しておったのですが、この大きなものを石うすのようなものでひきまして、粉状にしてしまいますので、何ら問題ないということでございますので、処理しておりました。

以上でございます。

(「今は」と呼ぶ者あり)

○施設管理課長(齋藤雅文君) 今は最終処分という形で対応しております。

○議長(中村孝治君) 兒玉正直議員

○3番(兒玉正直君) もし現物が見られれば、用意しておいてほしいという要請をしておきましたけれども、それが見れたら、では、もし皆さん方にちょっと見ていただきたいと思います。ですから、この今の回答のように、エコセメントに出すにもお金がかかると。また、埋め立てる場合は、これが多くなると、いわゆる焼却残渣の50%がこの1ミリ以上で埋め立てなければいけないとなると、かなり埋め立て費の負担が大きくなるだろうと思いますけれども、それについては、その見解はどうですか。

○議長(中村孝治君) 南波佐間事務局長

○事務局長(南波佐間信彦君) 先ほどの焼却残渣につきましては、平成20年度と21年度分につきましては、予算が逼迫しているということで、暫定的に現在の最終処分場に一時埋め立てという形を今方針をとっております。その後につきましては、22年の方針については、今後また検討していくのですけれども、いずれにしても、また外部委託処理を再開するという方針で考えております。最終処分場の今後につきましては、平成19年度に作成しましたこの組合のごみ処理基本計画では、平成38年まで使用可能ということであっておりますけれども、その後、平成19年10月から、この工場内での内部での埋め立てごみの再分別というものを始めまして、その後、非常に埋め立てごみの量が減ってきております。そういったこともございまして、今後については、その38年よりも、もうちょっと長く利用できるであろうという今見通しです。ただ、データもまだ19年以降、数年しかたっておりませんので、ある程度のところ、時間の中で、その量を見まして、もう一度、見直しのような形をとっていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(中村孝治君) 兒玉議員

○3番(兒玉正直君) 今この残渣をエコセメントにすると費用がかかるということで、

残念な話、費用の圧縮ということで、今埋め立てるといふ話ですけれども、埋め立てることによって、このエコセメントにするとときと比べて、どのくらいの差が出てくるのでしょうか、費用的には。それは出ますか。

○施設管理課長（齋藤雅文君） 埋め立て処分とエコセメントの処理費の比較ということでしょうか。そうしますと、最終処分場の処分の原価と申しますか、それをちょっと出さないと回答できないもので、今すぐというわけに……

○議長（中村孝治君） 後ほどでもよろしいですか。

○3番（兒玉正直君） とうか、エコセメントの焼却残渣をエコセメントにするときには、どのくらいの、20年度はあれなわけでしょう。エコセメントに依頼していたと、21年度は埋め立てだということ。ですから、20年度は、その部分としてはどのくらいの金額になっていますか。

○議長（中村孝治君） 齋藤施設管理課長

○施設管理課長（齋藤雅文君） 20年度につきましては、一部だけ、60トン弱、委託したような形で、そのほかにつきましては、すべて最終処分場のほうへ仮置きという形をとらせていただきました。

○議長（中村孝治君） 兒玉議員

○3番（兒玉正直君） いわゆる4炉全部をエコセメントに頼んでいたときはないのでしょうか、この残渣を。

○議長（中村孝治君） 齋藤課長

○施設管理課長（齋藤雅文君） 19年度まで。

○議長（中村孝治君） 兒玉議員

○3番（兒玉正直君） では、19年度と20年度の違いでもいいですけども。ですから、19年度にそれだけ頼んでいたとすれば、ではそのときの残渣のエコセメントにかかる費用というのは、すぐ出ますか。

○3番（兒玉正直君） では、後で。

○議長（中村孝治君） よろしいですか。

○3番（兒玉正直君） では、後で教えてください。

○議長（中村孝治君） ただいまの兒玉議員に対する答弁は、後ほどお願いいたします。

ほかに議案第1号について質疑。

兒玉議員

○3番（兒玉正直君） 今度は飛灰なのですけれども、その中に基準を超える鉛またはその化合物が含まれるということが分析結果で載っておりますけれども、この飛灰に鉛またはその化合物が含まれる、出てくるといふこの要因といふのは何でしょうか。原因といふか。

○議長（中村孝治君） 齋藤課長

○施設管理課長（齋藤雅文君） 要因ということでございますが、当組合の場合、粗大ごみ処理施設を併設しております。粗大ごみ処理施設の破砕機で粗大ごみを破砕したものです。それが焼却処理施設のほうへ来ることになっております。それを焼却炉で焼却しますので、通常、燃やせるごみとして、ステーション収集されたごみの中に鉛といふものは若干含まれているのだと思いますが、その粗大ごみのほうに含まれている鉛が大きな要因ではないかと考えております。

以上です。

○議長（中村孝治君） 兒玉議員

○3番（兒玉正直君） この焼却残渣にしても、この飛灰の中にこの有害物質が入ってくることによって、またこの処理費用にはね返ってくるかという思いもしているのですけれども。結局、こういう現場の分析状況、分析結果とか、その最後の状況から、こういうふうになれば処理費用が圧縮できるよ、節約できるよ。そのために市民にこういうことをお願いしたいのだ、こういう分別をお願いしたいのだという、そこが必要だと思うのです。その観点で、ぜひ市民にわかるような、そういう手だてをとっていただきたい。これを要望して終わります。

○議長（中村孝治君） 佐藤議員

○1番（佐藤修二君） 1号議案の21ページのほうなのですが、じん芥処理の中で、ごみ焼却処理施設、たしかこのクリーンセンターに4炉あります。4炉でしたよね。120トンと60トン2炉と100トン、この業務委託なのですが、これは毎年このような形で、当然焼却炉には耐用年数が、一般的に言われているのは30年とか、45年とかいうのがあります。こういう業務委託をする場合に、定期的に1年に必ずやるのだということなのか、それともやっぱり診断をして、耐用年数等もかみ合わせたこういう業務委託をやっているのかどうか、ちょっとお尋ねしたいなど。

○議長（中村孝治君） 意味わかりました。

事務局長

○事務局長（南波佐間信彦君） 南波佐間でございます。

現在のところといたしますか、従来は、先ほども申し上げましたように、19年のその前までは、随意契約を続けておったわけなのですけれども、競争性の導入といたしますか、そういったことを始めていったときに、3カ年の、複数年の契約という形で導入いたしまして、今回につきまして、議案第2号のように、3年を一つの単位としまして、要するに3年ごとに契約を見直していくような形を現在とっております。それにつきましては、周辺のこの、清掃組合の周辺の市町村の契約のやり方というものを少し調査しましたけれども、やはり同じように競争性を入れた複数年の契約をする場合は、ほとんどが今3年の期間をとって更新をしているところが多いというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（中村孝治君） 佐藤議員

○1番（佐藤修二君） それから、同じくこの20ページ、この浸出液の処理施設の関係ですが、これは最終処分場とも関係してくることなのです。最終処分場ですと、当然このガス抜きとか、そういうものあると思うのです。産業廃棄物なんかは、そのガス抜きなんかは、ちょっと火を当てるとぱっとつくような状態があるのです。この一般廃棄物あるいは産業廃棄物も入っています。この場合は、この焼却場はどのようになっているかと。それから、この最下流の浸出施設、これは私ども経験したときは、バクテリア処理なんかしていたのですが、これは最終的にどういう処理をして、そしてその浸出液が最終処理されたものが、日量どのぐらいのレベルで発生してくるものなのですか。

○議長（中村孝治君） 南波佐間事務局長

○事務局長（南波佐間信彦君） 南波佐間でございます。

ちょっと全部は、今一部ずつお答えしていきたいと思えます。処理の方法なのですが、最初に最終処分場のほうから入っていきまして水を、凝集沈殿という形で、一番最初にポリマーという樹脂と、それから塩化第二鉄という、そういうもので凝集沈殿をさせまして、その次に生物化学処理ということで、バクテリア処理、これによって有機物とかを取っていきます。それを2回ほど同じことを繰り返しまして、その後には砂ろ過という形でごみの処理を浮遊物を取りまして、その上で活性炭処理、それから最後、キレート処理という重金属の固定化処理をしまして、最終的には滅菌をした形で、例えば中に調整池がございますけれども、そこに放流した形で、外部の高崎川のほうへ出ていくという形になっております。

○議長（中村孝治君） 佐藤議員

○1番（佐藤修二君） 最終的なその水質のその数字的なものというのは、どういうものを基準にしていますか。

○議長（中村孝治君） 南波佐間事務局長

○事務局長（南波佐間信彦君） 基準につきましては、千葉県の廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱、こちらのほうへ載っております基準に従いまして、それ基準値以下になるように処理をしながら放流しております。

○議長（中村孝治君） 佐藤議員

○1番（佐藤修二君） 私は、それ千葉県のあれは持っているのです。持っているのですが、今現在、浸出液に処理したものは、結果としてどの程度になっているのかということをお聞きしたいわけです。

○事務局長（南波佐間信彦君） 具体的な数値ということで。

○1番（佐藤修二君） そうです。

（「測定結果一覧表にないの」「これではないの」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） お手元の資料で……

○事務局長（南波佐間信彦君） お手元のほうの……

（何事か呼ぶ者あり）

○1番（佐藤修二君） わかりました。

○議長（中村孝治君） では、よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） なければ質疑は打ち切ります。

これより議案第2号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 質疑はなしと認めます。

富永主幹

○主幹（富永文敏君） 恐れ入ります。先ほど答弁を保留させていただきました兒玉議員からのご質問の数字が概算ですが、出ましたので、担当から答弁をさせていただきます。

○議長（中村孝治君） 齋藤課長

○施設管理課長（齋藤雅文君） 先ほどのご質問ですが、処理費としまして5,746万3,119円、運搬費としまして、720万5,654円、合わせまして6,456万8,730円ほど、19年につきましてはかかっています。

○議長（中村孝治君） よろしいですか。

（「いい一言」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 何か。

（「質問ではないけれども」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 兒玉議員

○3番（兒玉正直君） 今の6,400万、これがいわゆる焼却残渣によって生じた処理費だよね。エコセメントにするための処理。だから、いわゆるこれだけのお金が燃えるごみの中に瀬戸物とか、金属を入れることによって、負担がふえているのですよと、市民の皆さん、何とかしてくださいという話をやっぱりもっとはっきり言うべきだと私は思います。

以上です。

○議長（中村孝治君） これより議案第1号及び第2号について討論を行います。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 討論はなしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

続きまして、議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（中村孝治君） 以上をもちまして平成21年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を閉会いたします。ご苦勞さまでした。

（午後 3時10分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 中 村 孝 治

署名議員 兒 玉 正 直

署名議員 白 井 尚 夫